

県営住宅の  
'あたより、

NEW

みんなで協力

らいふ

明るい生活

第6号

## 1.収入申告(報告)書は提出しましたか？



収入申告(報告)書の提出期限(7月19日)が過ぎています。  
県営住宅の家賃は、収入申告(報告)書に基づき、各世帯の総収入に  
応じて決定され、提出がない場合は、H26年4月より近隣の民間住宅と  
同程度の家賃(近傍同種家賃)となりますので大至急提出してください。

注) 収入申告(報告)書の提出は平成25年5月31日までに入居された方が対象です。

## 収入申告(報告)書の問い合わせ先

電話 029(226)3350  
FAX 029(233)2424

担当: 齊藤・小野

## 2.動物の飼育は絶対に禁止です



県営住宅は、たくさんの方々がお住まいになっている  
共同住宅であり、ペットの飼育を禁止しています。  
決められたルールを守って、一人一人の心がけで、  
より住みやすい団地づくりにご協力をお願いします。

## 3.自治会活動に参加しましょう

### ■自治会にお願いすること

- 団地内の清掃……定期的に清掃日を決めて行き、環境美化にご協力ください。
- ゴミ置き場の管理……ゴミの分別収集の徹底とゴミ置き場の清掃をお願いします。
- 共用水道や階段灯等の

管理と使用料の徴収……共用水道や外灯・階段灯の使用料や電球交換費用は、  
入居者の方々の負担となります。入居者全員が  
その費用を按分して負担しなければなりません。なお、  
灯具の故障の場合は、管理センターへご連絡ください。



団地づくりは、入居者の方々と県、管理センターとの  
協力体制をしっかりとすることが大切です。役割分担  
をしながら、住みやすい環境を一緒につくりましょう。

# 4.集合住宅の騒音問題

県営住宅には様々な方が入居しています。  
 上下階、両隣、周りの入居者を確認してみてください。  
 生活習慣はそれぞれに違います。  
 お互いを認識しあえば、自然に相手を思いやる気持ちになるものではないでしょうか。



# 5.台風に備えましょう

この時期は台風の発生が多くなります。  
 大震災の教訓を忘れず、台風への心構えをしっかりと持ち、この機会に防災の備えと点検をしましょう。



非常用品の賞味期限や有効期限の確認をしよう!

- ◆非常用品・・・非常用持ち出し袋を用意しておきましょう。  
(懐中電灯、非常食、水、ラジオ、常備薬等)  
 また、割れたガラスで避難できない場合に備え  
 寝室に履物を用意しておきましょう。




- ◆避難場所・・・近くの学校や公民館などの広域避難場所と避難経路を  
 予め確認しておきましょう。

- ◆室内点検・・・家具の固定に市販の転倒防止器具等を活用しましょう。  
 ガラスに飛散防止フィルムを貼ると破片が飛散せず  
 避難しやすくなります。



- ◆屋外点検・・・ベランダの排水口にゴミや落ち葉が詰まっていると、  
 階下への漏水事故になりかねません。  
 台風シーズン前に必ず点検しておきましょう。

 一般財団法人 茨城県住宅管理センター		〒310-0062 水戸市大町3-4-36
	担当課	お問い合わせ先
① 入居中のご相談	〈業務課〉	029 (226) 3603
② 入居申込窓口	〈業務課〉	029 (226) 3350 <FAX 029 (233) 2424>
③ 室内等修繕窓口	〈工務課〉	029 (226) 3300
④ 車庫証明書発行窓口	〈工務課〉	029 (226) 3300
	〈総務課〉	029 (226) 3355 <FAX 029 (227) 0368>

【つくば支所】 〒305-0034 つくば市小野崎260-1 ヒロサワつくばビル1F

県南・県西地区にお住まいの方は、  
 つくば支所へお問い合わせ下さい。

TEL 029 (853) 1370  
 FAX 029 (879) 7701

☆管理センターのホームページをリニューアルしました!是非ホームページをご覧になってください!!